1 障害者優待乗車券等

(1) 対象者

明石市に住民票があり、障害者手帳を所持している人

(2) 優待乗車券等の種類並びに該当する種及び等級(1つのみ選択)

優待乗車券	手帳種類	種・級	内容及び利用方法
<u>介護付</u> バス共 通優待乗車証	身体	第1種	明石市内の神姫・山陽・たこバスに、 本人及び介護者(1名)が無料乗車で きる(本人のみも無料)。降車時に乗
	療育	第1種(A判定)	
	精神	1級	車証を貼付した障害者手帳を提示。
福祉タクシー利用券	身体	1級・2級	明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケット 1 枚 500 円の券を年 48 枚交付。降車時に障害者手帳とと
	療育	第1種(A判定)	
	精神	1級	もに提示。(一回につき上限2枚まで。)
<u>単独</u> バス共通 特別乗車証	身体	第2種	明石市内の神姫・山陽・たこバスに、 本人が無料乗車できる。降車時に乗車 証を貼付した障害者手帳を提示。
	療育	第2種(B1·B2判定)	
	精神	2級・3級	

- 2 障害者手帳による割引制度(変更される場合があります。)
 - (1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳所持者(精神障害者保健福祉手帳所持者は対象外)

- (2) 内容及び利用方法
 - ア 鉄道運賃(JR及び山陽電車)

※その他の鉄道事業者は、割引率が異なる場合があります。

利用する方		割引率		
		普通乗車券	定期乗車券	
第	単独利用	5 割引 (片道 100 kmを超える場合のみ)	_	
1 種	介護者と利用	<mark>障害者</mark> 、 <mark>介護者</mark> ともに <mark>5 割引</mark>	<mark>障害者</mark> 、 <mark>介護者</mark> ともに <mark>5 割引</mark> (障害者が 12 歳未満の場合は介 護者のみ 5 割引)	
第 2 種	単独利用	5割引 (片道 100 kmを超える場合のみ)		
	介護者と利用	_	<mark>介護者</mark> のみ <mark>5 割引</mark> (障害者が 12 歳未満の場合のみ)	

イ バス運賃(神姫バス・山陽バス)

※その他のバス事業者は、割引率が異なる場合があります。

利用する方	割引率		
	普通乗車券	定期乗車券	
第1種	<mark>障害者</mark> 、 <mark>介護者</mark> とも <mark>5 割引</mark>	<mark>障害者</mark> 、 <mark>介護者</mark> ともに <mark>3 割引</mark>	
第2種	<mark>障害者</mark> のみ <mark>5 割引</mark>	<mark>障害者</mark> のみ <mark>3 割引</mark>	

普通乗車券の場合は、降車時に障害者手帳を提示し、割引後の運賃を支払ってください。 定期乗車券の場合は、窓口で障害者手帳を提示し、定期乗車券を購入し、降車時に定期乗 車券と障害者手帳を提示してください。